

2017年6月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 かんぼ 生 命 保 険  
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 石 井 雅 実  
(コード番号：7181 東証第一部)

### 新規業務の認可取得について

株式会社かんぼ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 石井雅実）は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第138条第1項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、2017年3月31日に終身保険等の見直しを内容とする新規業務の認可申請を行い、本日、金融庁長官及び総務大臣から認可を取得しました。

上記の終身保険等の引受けについては、本年10月以降の開始を予定しています。

なお、新規業務の概要は別紙のとおりです。

以上

(別紙)

## 新規業務の概要（終身保険等の見直し）

### 1 終身保険の見直し

終身保険については、以下の(1)の保険商品の種類について、(2)の期間において解約返戻金を低く抑えることにより保険料を安くした保険を引き受けることとします。(なお、現行の終身保険は引き続き引受けを行います。)

(1) 対象とする保険商品の種類

普通終身保険、特別終身保険

(2) 予定解約率を用いて、解約返戻金を低く抑える期間

保険料払込期間

### 2 定期年金保険の見直し

定期年金保険については、以下の(1)の保険商品の種類について、(2)の期間において解約返戻金を低く抑えるとともに、(3)の年金支払開始年齢等とする保険を引き受けることとします。(なお、現行の定期年金保険は既に引受停止中です。)

(1) 対象とする保険商品の種類

据置定期年金保険

(2) 予定解約率を用いて、解約返戻金を低く抑える期間

保険料払込期間

(3) 年金支払開始年齢等

年金支払開始年齢	加入年齢範囲	保険料払込期間	年金支払期間
60歳	50歳	10年	30年
65歳	50歳～55歳	10年～15年	30年
70歳	50歳～60歳	10年～20年	30年
75歳	50歳～65歳	10年～25年	20年
80歳	50歳～70歳	10年～30年	20年

### 3 入院特約の見直し

入院特約については、以下の(1)の保障内容の変更を行うとともに、(2)の保険料払込期間を設け、(3)の期間において解約返戻金を低く抑えること又は無くすこ

とにより、保険料を安くした保険を引き受けることとします。(なお、現行の入院特約は引受停止とします。)

#### (1) 保障内容

##### ① 入院初期保険金（選択制）の追加

被保険者が入院保険金の支払われる入院をしたときに、入院保険金に加えて、入院保険金日額の5倍に相当する入院初期保険金を支払います。

##### ② 手術保険金の変更

ア 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術及び先進医療に該当する手術を支払対象とし、入院中手術については入院保険金日額の20倍、外来手術については入院保険金日額の5倍に相当する手術保険金を支払います。

イ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療及び先進医療に該当する放射線治療を支払対象とし、入院保険金日額の10倍に相当する放射線治療保険金を支払います。

#### (2) 保険料払込期間

終身保険又は見直し後の定期年金保険の基本契約に付する解約返戻金を無くしたものの(以下「無解約返戻金型」といいます。)の場合、特約が付された基本契約の保険料払込期間に関わらず、被保険者の年齢が95歳に達する日の前日まで又は特約の保険期間の終期まで

#### (3) 予定解約率を用いて、解約返戻金を低く抑える又は無くす期間

保険期間又は年金支払期間を終身とする基本契約に付する解約返戻金を低く抑えたものの(以下「解約返戻金低減型」といいます。)においては特約の保険料払込期間満了後の期間、無解約返戻金型においては全保険期間

### 4 災害特約の見直し

災害特約については、以下の(1)の保険料払込期間を設け、(2)の期間において解約返戻金を低く抑えること又は無くすことに加え、(3)のとおり契約者配当金を無いものとする事により、保険料を安くした保険を引き受けることとします。(なお、現行の災害特約は引受停止とします。)

#### (1) 保険料払込期間

無解約返戻金型の場合、特約が付された基本契約の保険料払込期間に関わらず、被保険者の年齢が95歳に達する日の前日まで又は特約の保険期間の終期まで

(2) 予定解約率を用いて、解約返戻金を低く抑える又は無くす期間

解約返戻金低減型においては特約の保険料払込期間満了後の期間、無解約返戻金型においては全保険期間

(3) 契約者配当金

この特約に関する契約者配当金はありません。

以上